

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0844)

本審議会 第454回

令和5年8月9日 公開

開催日時	令和5年8月9日(水)	11時34分～12時16分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 群馬県最低賃金専門部会の報告について 2 群馬県最低賃金の改定決定について 3 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻を過ぎまして申し訳ありませんでした。事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日で出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員4名・使用者代表委4名の合計13名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なった委員全員の方に内容確認させていただいております。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それではただいまより、第454回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p>

会長	<p>議事に入る前に、本日の資料について、ご説明いたします。</p> <p>先ほど、専門部会報告書の写しと答申文の写しをお配りしてございますが、それ以外の、付箋がついている資料の説明になります。</p> <p>資料1は、群馬弁護士会会長から提出されました、「群馬県において最低賃金を大幅に引上げを求める会長声明」でございます。</p> <p>また資料2といたしまして、特定最低賃金の北関東3県の比較表をお付けしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>では、議事進行につきましては、谷口会長にお願いいたします。</p> <p>はい。議題に入ります前に、ただいまの事務局からの資料の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、会議次第に従って、審議いたします。</p> <p>はじめに、議題の(1)群馬県最低賃金専門部会の報告についてです。</p> <p>専門部会の部会長でもあります私から、まず概要をお話させていただきませんが、先ほどの専門部会で、令和5年度の群馬県最低賃金は「40円」引き上げることが、全会一致で結審しております。</p> <p>全会一致の場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して審議会の決議とすることとしており、答申が行われておりますことをお伝えいたします。</p> <p>それでは、事務局から専門部会報告について、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。お手元に専門部会報告書の写しをお配りしております。朗読させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【群馬県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)を朗読】</p>
事務局	<p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から報告がございました。</p>

専門部会は、7月27日に第1回の会議を開催以降、労使委員及び公益委員において合意を目指して、審議を重ねてきたところです。

先ほど申し上げましたように、専門部会で、全会一致で決議されたことで、審議会の決議としておりますので、895円を「40円」引上げて、935円に改正決定する答申をしたことをご承知置きいただきたいと思っております。

次に、答申文につきましても、説明をお願いいたします。

事務局

はい。こちら先ほどお配りしてございます、答申文の写しをご覧いただきたいと思っておりますが、答申文は、群馬地方最低賃金審議会長から群馬労働局長あてに出されております。答申の内容につきましては、先ほどお配りした専門部会報告書に基づいて、本文や別紙1、別紙2を作成しております。

【答申文（写）を朗読】

また書き以下は、先ほどの専門部会報告書と同一でございますので、ご確認をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

会長

はい。ありがとうございます。

このほか、事務局から説明等ございますでしょうか。

事務局

はい。今後の予定等につきましてご説明したいと存じますが、その前に、加藤労働局長からご挨拶させていただきます。

局長

それでは、私の方から、一言御挨拶申し上げさせていただきたいと思っております。

専門部会におきまして、令和5年度の群馬県最低賃金の改正につきまして、ご答申をいただきました。全会一致での決議ということでございまして、御礼を申し上げる次第でございます。

7月4日に諮問をさせていただきまして以降、委員の皆様には新しいランク区分により示された目安を十分に参酌しながら、群馬県の実情を見極めていただき、ご審議をいただきました。

議論を尽くしていただき、深く御礼を申し上げます。

今後は、最低賃金改定額の決定並びに発効に向けた手続き、これを進めるとともに、県内の労働者、事業主をはじめとして、県民の皆様への周知、これにつきまして十分に取り組んで参りたいと考

えてございます。

一方で、企業によって原材料の高騰によるコスト上昇であったり、価格転嫁が不十分という状況が生じてございますので、昨日厚生労働大臣の方からも、業務改善助成金の拡充について発言があったところでございますけれども、継続的に賃上げしやすい環境整備の支援、これにつきましても一層実施して参りたいというふうに考えてございます。

本日、ご答申をいただきましたことに重ねて感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きのご指導、ご支援を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

事務局

それでは、今後の予定についてご説明いたします。

この後、本日中に答申にかかる異議申出の公示を行います。

異議は、公示日の翌日から起算しまして、15日間受け付けることになっており、締切日は8月24日(木)となります。

従いまして、異議申出があった場合は、異議に係るご審議を8月25日(金)午前10時からの審議会で行っていただく予定としております。

その後の手続等が順調に進めば、最短で官報公示は9月5日(火)、効力発生日は10月5日(木)となります。しかしながら、諸事情により手続きが遅れる場合もございますので、ご了解の程、よろしく願いいたします。

なお、官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない、軽微な訂正が行われることがございます。その際には、会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、あわせて、ご了解をお願いいたします。

以上でございます。

会長

はい。ただいまの説明と軽微な訂正の取扱いにつきましては、これでよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

はい。それでは、異議申出があった場合の審議は、8月25日(金)午前10時から開催される審議会で行うことといたします。また、官報公示に当たっての軽微な訂正に関しましては、そのようにいたします。

	<p>では次に、議題の（３）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、これから特定最低賃金改正決定の必要性について、ご審議をいただきたく存じます。 よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。では早速、必要性の有無について、審議に入ります。 最初に申出をされました労働者側委員より、その理由・趣旨について、述べていただきたいと思います。 お願いいたします。 ■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■でございます。よろしくお願いいたします。 特定最賃につきましては、各産業で働く方々のセーフティネットの位置付けだというふうに考えております。また、産業全体をけん引する役割を持っているとも認識しております。 そういったことでは、特定最賃の改正は、大変重要なものであると捉えておりますので、どうか使側委員の皆様にはご理解をいただきまして、昨年同様引き続き改正の必要性ありのご判断をいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>
会長	<p>はい。労働者側委員の先生から、これに付け加えるご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。 はい。使用者側委員の先生からは、いかがでしょうか。 ■■■■委員、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>使側の■■■■でございます。 労側委員とは、長きに渡り、良好な労使関係を尊重しまして、特定最賃についても、協議を進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p>

	<p>使用者側委員から、これに付け加えるご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。 その他、公労使の委員の先生方で何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>特定最低賃金の改正決定については、労使の合意を尊重したいと思います。</p> <p>それでは、お諮りいたします。 改正決定については「必要あり」ということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>では、特定最低賃金の4業種について、改正決定の必要「あり」との答申させていただきます。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、答申文の（案）を用意させていただきますので、少々お時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。では、しばらくの間、休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p>
会長	<p>はい。それでは再開いたします。</p> <p>事務局の方から、お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、答申文の（案）を委員の皆様にお配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案）を全委員に配付】</p>
事務局	<p>それでは、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、鉄鋼のみ、答申文の全文を読み上げさせていただきます。</p>

	<p>その他の3業種につきましては、標題のみに省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【鉄鋼の答申文（案）朗読】</p>
事務局	<p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、お諮りいたします。 ただいまの（案）のと通りの答申でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、局長に答申文をお渡ししたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【会長から局長へ答申文を手交】</p>
事務局	<p>答申文につきまして、写しを皆様にお配りさせていただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（写）を全員に配付】</p>
事務局	<p>それでは、特定最低賃金4業種につきまして、ただいま改正決定の必要性ありとの答申をいただきましたので、続きまして、改正決定の諮問をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【局長から会長へ諮問文を手交】</p>
会長	<p>ただいま、加藤労働局長に、特定最低賃金改正決定の必要性についての答申文をお渡しし、局長からは、改正決定の諮問をお受けいたしました。 事務局から、諮問文の朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、特定最低賃金改正決定の諮問文の写しをお配りさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文（写）を全員に配付】</p>

事務局	<p>はい。それではただいまお配りしました、特定最低賃金改正の諮問文の写しをご覧いただきたいと思います。</p> <p>鉄鋼のみ諮問文の全文を読み上げさせていただきまして、その他の3業種につきましては、標題のみに省略をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。</p>
	<p>【諮問文朗読】</p>
事務局	<p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、特定最低賃金の審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。群馬県最低賃金のご審議と同様に、3点についてご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は、最低賃金法第25条第1項に基づく、4業種の専門部会の設置について、でございます。</p> <p>2点目は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会で全会一致になった場合は、審議会の決議とすることができることについて、でございます。</p> <p>3点目は、4業種の専門部会の任務が終了した時は、専門部会を廃止することと、専門部会委員の解任通知書を省略させていただくことについて、でございます。</p> <p>以上、3点について、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。ただいま事務局から、1点目として、4つの特定最低賃金専門部会の設置について。2点目として、各専門部会で全会一致の場合は、専門部会の決議を審議会の決議とする、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について。3点目として、4業種の専門部会の任務が終了した時は、専門部会を廃止することと、専門部会委員の解任通知書を省略することについて、以上3点につきまして、この扱いを確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>はい。他に、事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金専門部会の開催回数についてでございます</p>

会長	<p>が、昨年と同様に2回といたしまして、1回目の専門部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うこととし、本審は従来どおり10月下旬とすご提案をしたいと存じます。</p> <p>1回目から各専門部会で審議が行うことといたしまして、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規程、部会の運営及び金額の審議をお願いしたいところでございます。</p> <p>この点につきまして、審議をお願いいたします。</p> <p>はい。事務局の提案につきまして、ご意見をお伺いいたしたいと思ひます。</p> <p>労働者側は、いかがでしょうか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>使用者側は、いかがでしょうか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、事務局提案のとおり、群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数を2回とすることによろしいでしょうか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>はい。確認いたしますと、本年度の群馬県特定最低賃金専門部会は、1回目から各部会で審議を行うこととし、1回目の審議では、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規程、部会の運営及び金額の審議を行い、2回目の審議で結審することとし、1回目の部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うことといたします。</p> <p>本日予定された審議事項は以上ですが、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。ないようですが、事務局より、他に何か説明等ございます</p>

事務局	<p>でしょうか。</p> <p>特定最低賃金専門部会が設置されましたので、専門部会における労働者代表委員と使用者代表委員の候補者の推薦にかかる公示を行ったうえで、任命させていただくこととなります。</p> <p>また、公益委員につきましては、改めて任命させていただくこととなります。</p> <p>また、関係労使の意見聴取につきましても、公示することといたしますので、ご承知いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。それでは、これにて、第454回群馬地方最低賃金審議会を閉会させていただきます。</p> <p>ご審議大変お疲れ様でございました。</p>